平成２４年（フ）第１２号
兵庫県加東市松沢762番地425
債務者　岸本　元子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県西脇市下戸田652番地の２　市営住宅893号
債務者　岩田　房子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２６３３号
福岡県筑紫野市紫１丁目９番３号　コーポラス紫201号
債務者　山内　秀久
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３号
福岡市中央区港３丁目１番26―１号
債務者　大町　精作
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1002番地１ロワールマンション篠栗２―411号
債務者　米澤理恵子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７０号
福岡市城南区茶山４丁目１番21号
債務者　吉原　信章
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７７号
福岡市早良区原４丁目６番20―104号　エクレール原
債務者　ＭＢＡＵ　ＮＺＩＴＡ　ＪＯＳＥ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０号
福岡市西区横浜３丁目23番13―106号
債務者　川村　武人
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１号
福岡市西区横浜３丁目23番13―106号
債務者　川村智恵美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５７号
福岡市南区柏原６丁目62番５―1103号
債務者　荒木　孝貴
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５８号
福岡市南区大楠１丁目27番16号オルベージュ大楠202号
債務者　荒木奈々美（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８３号
福岡市中央区大手門３丁目７番14号
債務者　小林　由樹
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９３号
福岡市早良区荒江２丁目11番５号
債務者　山口　　進
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９４号
福岡市中央区清川３丁目20番31号
債務者　吉田　晃美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０３号
福岡市南区若久１丁目36番１―103号
債務者　岩崎　竹寿
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１３号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番３―203号
債務者　山口美佐子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１６号
福岡県大野城市つつじケ丘３丁目31番25号
債務者　渡邉　則子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３０号
福岡市中央区黒門８番24―205号
債務者　北村　香代
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部